

令和 3 年 1 月 8 日

## 新型コロナウイルスにかかる緊急事態宣言発令後の対応について

(お知らせ)

社会福祉法人翡翠会

理事長 大越一博

拝啓 日頃より本会に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。さて新型コロナウイルスの感染拡大により、再度政府から 1 都 3 県に緊急事態宣言が発令されたことを受け、1 月 12 日よりご利用者様・ご家族様に以下の点をお願い致します。

① ご家族の面会について（入所系事業所）

緊急やむを得ない場合を除き制限させていただきます。やむを得ない場合については、事前に各事業所に電話連絡をお願い致します。

② 利用者様の外出・外泊について（入所系事業所）

原則として禁止させていただきます。

③ ボランティア・実習生の受け入れについて（全事業所）

ボランティアの受け入れは中止とさせていただきます。実習生については応相談とし、場合によっては延期させていただきます。

④ 通所・短期入所サービスのご利用者様について

他事業所と併用されている利用者様の受け入れは一部受け入れを制限させていただきますので、事業所にご確認下さい。

上記の対応につきましては、感染状況の拡大や収束により随時変更させていただきます。ご利用者様・ご家族の皆様方には、事情をご賢察のうえ、なにとぞご協力のほど重ねてお願い申し上げます。

敬具